

<人権方針>

ZACROSグループ（以下「当社グループ」といいます）は、あらゆる事業活動において人権の尊重を最優先に考えます。当社グループは、基本的かつ世界共通の人権が存在することを認識し、従業員、取引先、顧客、地域社会を含むすべてのステークホルダーにおける人権を尊重し、健全で持続可能なビジネス活動を推進します。

1. 国際基準の遵守

当社グループは、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」や「国際人権規約」などの国際的な人権基準を尊重し、これらに基づいて事業活動を行います。

2. 労働環境の保護

当社グループは、以下の労働基準を遵守し、すべての従業員が安全で健康的な労働環境で働けるよう努めます。

・強制労働の廃止：

本人の意思に反する就労や離職の自由が制限される労働を行わせません。

・児童労働の排除：

法定就労年齢未満の児童の労働を一切認めません。

・差別の排除：

人種、性別、宗教、年齢、障害、性的指向、国籍、社会的地位に基づく差別をしません。

・適正な労働時間と報酬：

労働者の健康と福祉を尊重し、法的に定められた労働時間を遵守し、公正な賃金を支払います。

・労働者の権利尊重：

組合結成の自由と団体交渉権を尊重し、労働者が自らの権利を行使できる環境を提供します。

・従業員の安全衛生と健康：

就業中の事故発生リスクやメンタルヘルス不調のリスクを把握し、適切な安全対策を講じます。

3. サプライチェーンにおける人権尊重

当社グループは、サプライチェーン全体で人権を尊重することを求めます。取引先に対しても本方針の遵守を促し、持続可能なビジネス慣行を追求します。サプライチェーンにおける人権侵害のリスクが確認された場合には、迅速に対応し、是正措置を講じます。

4. 地域社会との関係

当社グループは、事業を展開する各地域社会において、人権を尊重し、地域社会の発展に貢献します。地域の文化や価値観を尊重し、環境保護や教育支援などの社会貢献活動を積極的に推進します。

5. 紛争や犯罪への関与のない原材料

当社グループは、不正な資金または非合法な方法により採掘・採取された原材料、およびこれらが含有される部材・部品などを排除します。

6. 通報制度

当社グループは、従業員や関係者が人権侵害の懸念を匿名で報告できる通報制度を設けます。報告者に対しては、報復措置を一切禁じ、適切な保護を提供します。

7. 方針の実施と監査

当社グループは、事業活動を行う全ての国・地域について本方針の実施状況を定期的に監査し、必要に応じて改善策を講じます。また、全従業員に対する人権に関する教育と啓発を行い、企業全体での人権意識の向上を図ります。

2024年12月1日制定